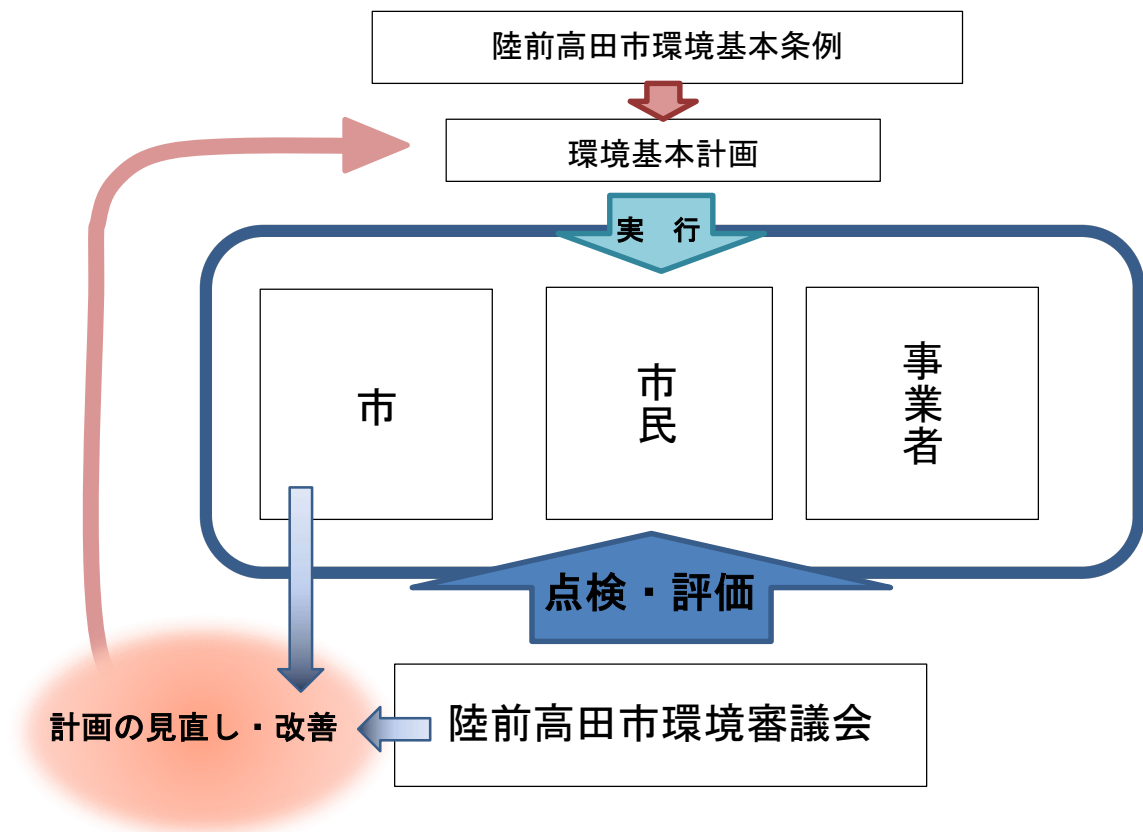


第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画を継続して推進するためには、定期的な取り組みの評価と更新が重要となります。本計画を実行し、点検して改善につなげるための体制を下図のとおり整備します。



推進体制によるPDCAサイクルは、次のとおりとします。

○PLAN（計画）

- ・市は、本計画を策定し、計画に基づいた施策、事業を立案します。

○DO（実行）

- ・市民は、計画に基づいて、環境の保全を意識して行動し、環境保全活動を行います。
- ・事業者は、計画に基づいて、法令を遵守し、環境保全に益する活動を行います。
- ・市は、計画に基づく施策・事業を実行します。

○CHECK（点検）

- ・市は、施策、事業の評価、指標の確認を行い、年次報告書を作成して公表します。
- ・環境審議会は、市から年次報告書の報告を受け、計画の進ちょく状況を審議します。

○ACTION（見直し）

- ・環境審議会は、計画の内容について調査、審議します。
- ・市は、環境審議会の審議、提言を受け、適宜計画や施策の見直しを行います。

2 計画の進行管理

市は、計画の推進体制が、P D C Aサイクルの実行により、よりよい環境保全活動を行うことができるよう、計画の関連施策及び環境指標について現状を確認するとともに、年次報告書を作成して公表します。

また、年次報告書については、環境審議会に対しても報告し、その進ちょく状況に応じて審議会から見直しの提言を受けた場合や、まちづくり総合計画後期基本計画及び環境の変化や達成状況等を踏まえ、適宜計画や施策の見直しを行います。

さらに、広域的に取り組むことの必要な施策については、効果的に実施するために、国、県をはじめとする関係機関、他自治体、団体等と情報共有及び調整に取り組んでまいります。